

番号に関する原口5原則

平成22年4月5日
総務省

番号に関する原口5原則

I 国民の権利を守るための番号であること

【権利保障の原則】

社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番号であり、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行う。

II 自らの情報を不正に利用・ストックされず、また、自らこれにアクセスし確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること 【自己情報コントロールの原則】

自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、合理的な方法で、かつ、わかりやすい形で、自らの情報に自由にアクセス（フリーアクセス）し、内容の確認・修正ができる（自己情報コントロール権）。

III 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること

【プライバシー保護の原則】

自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのか明確な制度とするとともに、最新の暗号化技術により情報漏洩防止に万全を期し、分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ。

IV 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること

【最大効率化の原則】

既存インフラを有効活用し効率的な仕組みを構築する。また、クラウドコンピューティングの手法により、各分野内でのシステムの共同利用を積極的に進める。

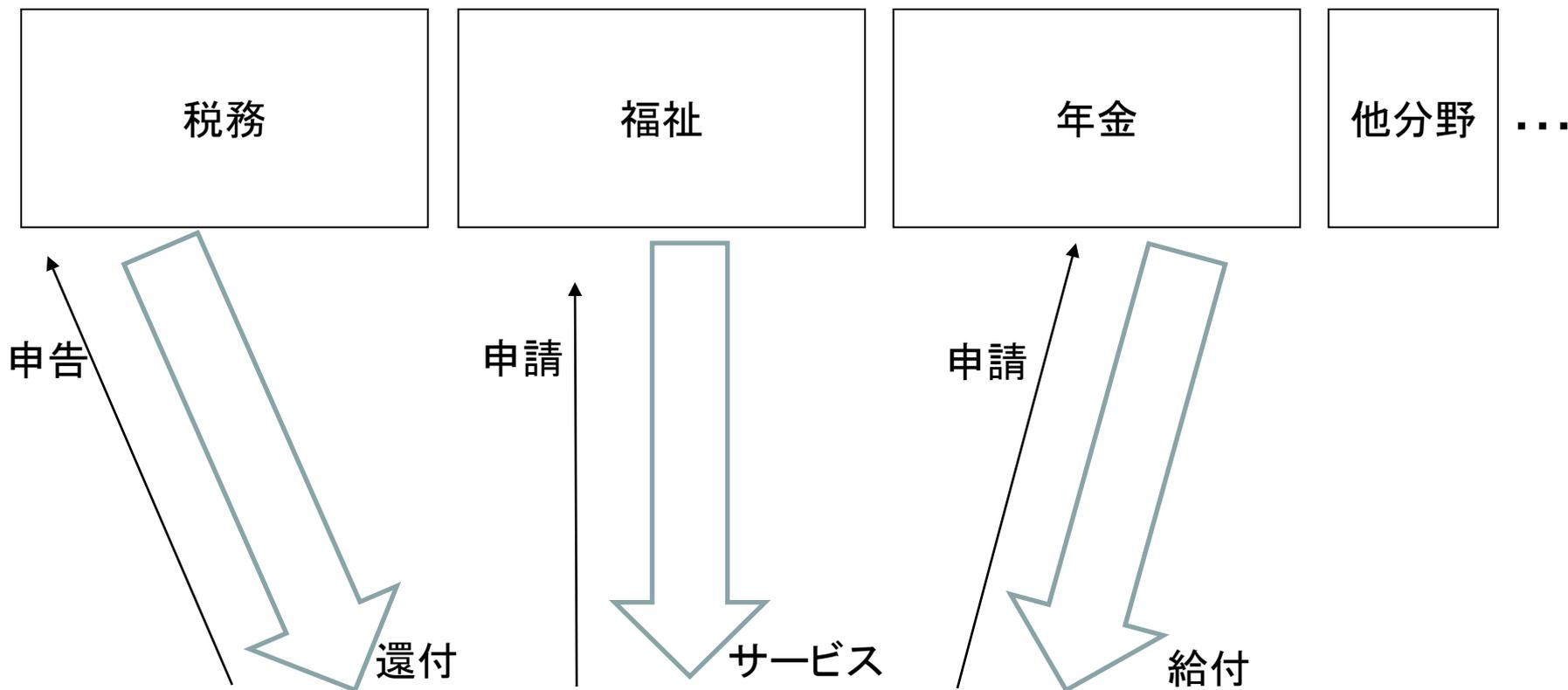
V 国と地方が協力しながら進めること

【国・地方協力の原則】

より良い行政サービスを提供できるよう、国と地方が協力しながら電子政府を推進する。

I 国民の権利を守るための番号であること

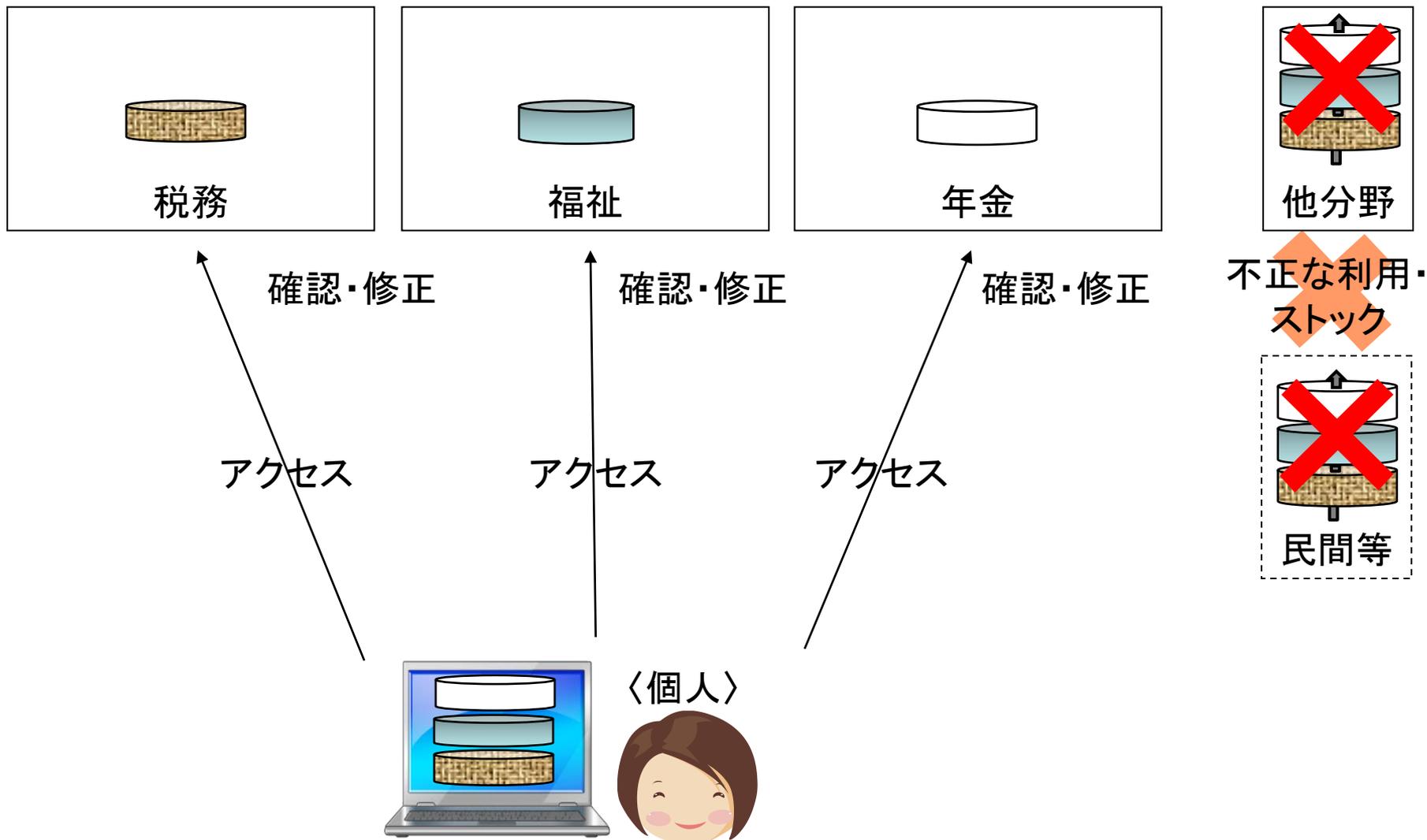
【権利保障の原則】



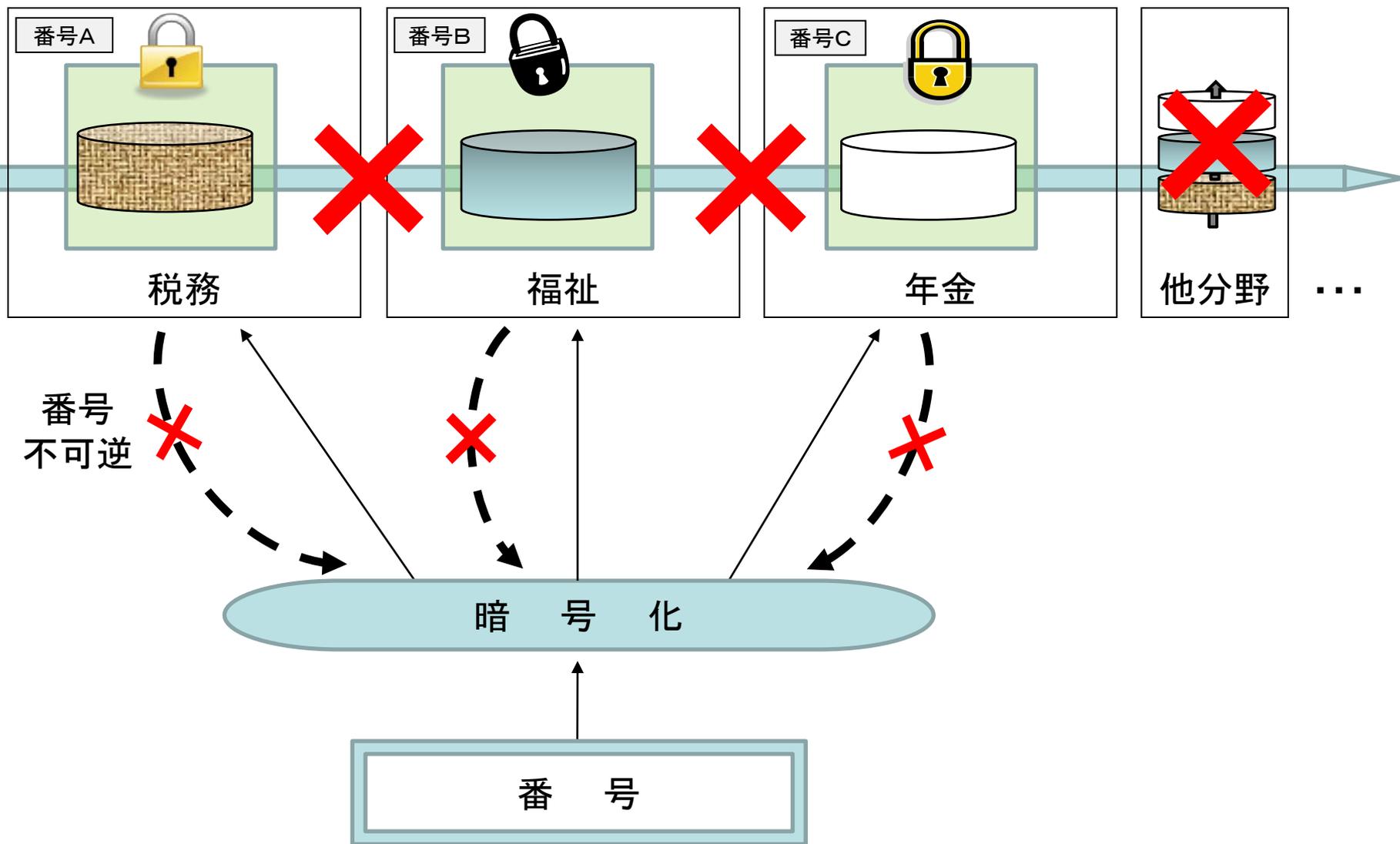
〈国民の権利〉



Ⅱ 自らの情報を不正に利用・ストックされず、また、自らこれにアクセスし確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること 【自己情報コントロールの原則】

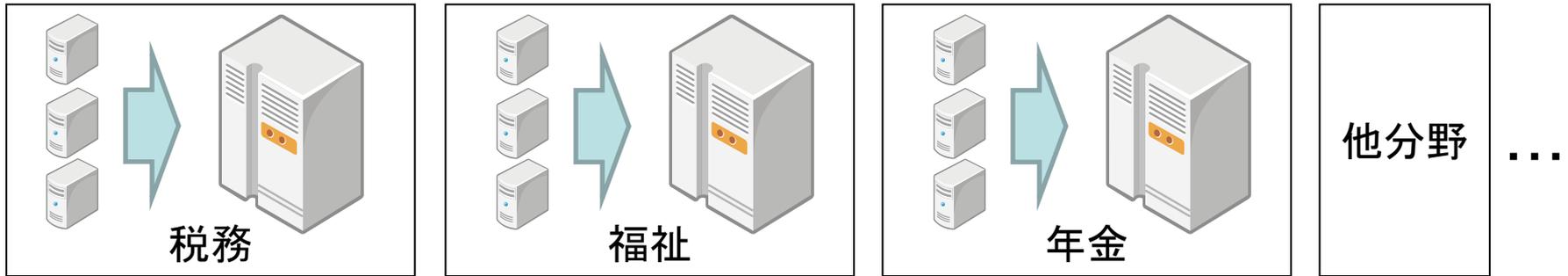


Ⅲ 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること【プライバシー保護の原則】



IV 費用が最小で、確実にかつ効率的な仕組みであること 【最大効率化の原則】

★ 共同利用による効率化



★ 既存インフラ活用による情報収集の効率化



V 国と地方が協力しながら進めること

【国・地方協力の原則】

〈国民〉



《A省》



《B庁》

国民からみれば同じ行政機関



《C機構》

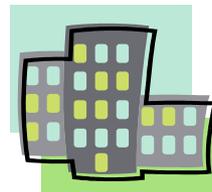


《D県庁》

協力して
電子政府を
推進



《E市役所》



《F町役場》

